

大分工業高等専門学校における主権者教育について

—2023年度「選挙制度講演会」の記録—

内田 龍之介

一般科文系

キーワード：主権者教育，政治教育，政治的教養，模擬投票

1. はじめに

主権者教育の重要性は、2015年の法改正で選挙権年齢が18歳に引き下げられたことを契機に増している。文部科学省と総務省による副教材である『私たちが拓く日本の未来』では、選挙制度や選挙の実際について解説されているほか、ディベートや模擬投票も案内されている。他方、これまでの主権者教育は政治的中立性に過度に配慮していたとされ、その転換を求める意見もある。

主権者教育の目的は何か。若者の政治離れを示すものとして投票率の低さがよく挙げられる。国政選挙における20歳代の投票率は1990年衆院選の57%以降、30%から40%台で推移していた。10歳代の投票率は、2016年参院選にて45%であったが、その後は低下傾向にある。他方、山田(2016)が整理するように、投票以外にも、請願書への署名、政治資金の寄付、ストライキなど政治参加には様々な形態がある¹⁾。年齢が上がるにつれて社会との接点が増え、知識を蓄積することで、政治参加が自ずとなされると考えられている。しかし、松林(2023)が「低投票率は投票という大切な政治的権利を行使する有権者の数が減っているという問題だけでなく、政治的不平等や政策形成の歪みを示唆する問題」²⁾と述べるように、若者の消極的な政治的態度は、若者以外の意向が政治に重視されるという構造をもたらす。後述するように、主権者教育あるいは政治教育の目的は、投票率の向上に留まらず、政治への関心を誘い、思考させ、行動に移させることにある。

筆者が勤める大分工業高等専門学校(以下、大分高専)は工学を主体とする学校である。社会科学系学部のようなカリキュラムではないものの社会科学関連科目を展開している。大分高専では授業に加えて、選挙権年齢に達する前の2年生を対象に、年に1度の選挙制度講演会を行っている。本稿は、2023年度の講演会の記録を示すことを目的とする。また、まずは主権者教育のあり方や実践例を整理し、講演会の課題や今後実践されるべき内容にも言及したい。

2. 主権者教育のあり方

(1) 定義

主権者教育について、教育学の分野からは川原(2024)の定義を取り上げる。まず次のような問題意識を述べる。すなわち、これまでの社会科や公民科での主権者教育は政治や民主主義の知識を理解させることを重視し、若者が主権者である自覚を促してこなかったという。学校現場では、教育基本法により政治的教養を身につけることが必要とされつつも、学生運動を抑圧する経緯から政治的な事柄について慎重に扱う傾向にあった。しかしながら、今後は政治的知識に留まらず、現実の政治的現象に対して思考できるような教育が必要と説く。そのうえで、「主権者教育とは、自分たちが生まれながらに基本的人権や参政権をもっている『主権者である』ことに気づかせ自覚させる教育であり、18歳になって選挙権を持つ有権者となった時に、この権利をきちんと行使できるような主体である『主権者になる』ために必要な力を身に付けさせる教育」³⁾と定義する。

政治学では、新藤(2016)が選挙権年齢の引き下げを契機に改めて現実政治の問題に提起することの必要性、政治的教養を養う教育を主張する。ただし、「政府(文科省)主導の『主権者教育』は、政治や社会の動きの文脈を考え行動することから若者たちを遠ざけようとするものである」⁴⁾と指摘する。大学入学試験に向けて断片的な知識を記憶させるのではなく、「政治的教養をゆたかにするのが『主権者教育』の目標ならば、その基本は政治・経済・社会のありかたを考えさせる教育であるべきだ。『政治的中立性』や『中立かつ公正』な教育の強調は、主権者としての意義や認識を深めるものとはいえない」⁵⁾とも述べる。具体的な提案としては、各年度予算額推移の把握、地域の多様な団体との交流、自治体との討論などを示している。

(2) 実践例

主権者教育を行うに際しては政治の知識を授けるだけ

でなく、学生に考えてもらう必要があることが認識されたが、そうした思考力を効果的に養う方法を紹介する。例えば宮下(2023)が重視するのは学校民主主義を通じた教育である。長期間変更されない学校規則は「ブラック校則」として問題視されることがある。そこで、高校における制服やアルバイト、授業に関するルールを、生徒会、教員、保護者の三者が建設的に議論し、改定に至った3校の事例を紹介した。こうした見直しを求める生徒の参画はこども基本法などに根拠があり、「その効果は何よりも生徒に必要とされている議論する力などの能力が向上していること、また主権者を育てる教育になっていることが明らかになっている」⁶⁾という。

川上(2016)は「主権者教育というのは、自分自身と政治が関わっていくために必要な知識や技能などを習得する教育のことを指す」⁷⁾と述べたうえで、争点の違いを示す新聞記事の活用や模擬投票を実例に挙げる。とくに模擬投票については玉川学園高等部の取り組みを担当教員に聞き取りながら紹介している。ボートマッチの活用、本物の投票箱を用いた投票の体験などには、政治を自分のこととして考える、争点を設定する、投票を習慣化する、議論が活性化するという効果があるとし、その普及を提案している。

高専での主権者教育については次のような研究がある。川畑・佐藤(2019)は模擬裁判員裁判の実践とその効果を考察している⁸⁾。とくに現実政治を扱ったのが加藤(2017)である⁹⁾。具体的には、選挙管理委員会による講演、過去の国政選挙を想定した模擬選挙に加えて、高学年の授業では市議会見学や陳情が試みられた。受講生は実際の選挙でも票を投じたようであり、それらの有効性も確認されたと分析した。

芥川ら(2018)は、18歳選挙権の実施時期に合わせて新居浜高専など4校の学生に質問調査し、高専生の主権者意識を明らかにした。2017年衆院選に投票した学生の割合から、高専生は投票に対する意識が若干高く、18歳選挙権に概ね肯定的であるとする。また、「高専生は日常生活の安心感・安全性に直結する政治的課題に興味をもち、特に各政党がこれらの問題に対してどのような政策を立案しているのかについて、新聞・テレビ番組・ウェブサイト等を情報源として投票していることが分かった」¹⁰⁾とあるように、高専生の関心を具体的に考察する。他方、回答を統計的に分析し、学年の違いを意識した授業計画が説かれていた。

濱井ら(2018)は4つの高専において法学、国際関係論、政治学などの知見を応用した授業の事例をまとめている¹¹⁾。とりわけ政治学の授業に関しては、選挙制度、投票行動に関する基礎的な指導案が示されたほか、メディアリ・テラシーに関する講演を新聞社と行った事例が述べられていた。

村上(2016)が想定するのは大学の教養課程や入門レベ

ルの政治学であるが、授業で扱うべきテーマを具体的に示す¹²⁾。そもそも政治学には社会の統合、投票率の向上、活発な政治参加という実践的な目的がある。受講生がその目的を達するためには、批判的精神を養う必要から多元的民主主義、例えば権力分立の歴史やポリアーキーをテーマにするといったことを提案する。また、投票に際しては主要な政党間、候補者間の差異を認識して論理的に考える必要があることから、政党システムもテーマに据えるべきという。授業では中立性や多元性にも配慮する必要があるが、現実政治を形作る見解や立場の対立を知らせ考えさせる教育が実践されるべきと主張している。この示唆は高専の上位年次向けの科目に応用できよう。

このように、主権者教育において行うべきことは多岐にわたる。テキストを用いて単に政治制度についての座学を行うだけでなく、学校や社会での実際の課題を事例に模擬投票やグループワークを取り入れることも必要である。政治的意思を示せるようになるには、授業にて積極的に政治現象を扱うこと、その背景を分析し意見を保持できる思考力を養うことも重視しなければならない。高専には有権者の年齢に達した学生が多くいることから、入門から応用に至る内容も準備するべきであろう。

3. 大分高専における事例

(1) 講演会までの経緯

従来、大分高専の選挙制度講演会は、2年生の各クラス担任が『私たちが拓く日本の未来』を説明することで実施されていたようである。2023年度は社会科教員が2年生全クラスを対象に講演する方式となった。具体的に講演会は、選挙制度として小選挙区比例代表並立制を説明すること、4学科の学生から立候補者を募り、公約を掲げてもらうこと、2年生の学生を有権者と想定して投票することを計画した。

小選挙区比例代表並立制を対象とした理由は、講演会が開催される時期(2023年12月20日)が、既に第49回総選挙(2021年10月31日投開票)から2年を経過し、任期の折り返しがなされていたことにある。また、筆者は2年生対象の通年科目(政治・経済)を担当している。前期の授業では衆議院の解散を扱い、日本国憲法第7条による解散が直近に行われる可能性を説明していた。しかしながら、選挙制度については触れられなかったため、講演会を制度解説の機会とした。

主権者教育は学生が現実の政治現象を思考するようになることが一つの目標である。講演会は選挙制度に関することであるから、小選挙区制の理解に重点を置いた。ただし、模擬投票では、実際の候補者や政党の公約集を用いなかった。これは授業にて日本の政党システムやイデオロギーなどについて言及できなかったことによる。そのことか

ら、学校を争点とした。講演会開催前に学生会（高校等の生徒会に相当）が会長選挙を行い、今後の学生会のあり方を問うていた。最多得票者が当選するという仕組みを身近に体験してもらうべく、講演会の模擬投票のテーマは今後の大分高専にしたのである。

定期試験の日程を考慮し、後期中間試験の終了直後（12月11日）から、講演会にて模擬投票を行うこと、選挙のテーマが「大分高専で〇〇を実現します」であることを案内した。8名の学生が立候補を届け出て、表2のような公約を掲げた。8名の内訳は、男子学生が6名、女子学生が2名である。学科別では、機械工学科から2名、電気電子工学科から3名、情報工学科から1名、都市・環境工学科から2名となった。各候補者の氏名、クラス、公約は講演会に先駆けてMicrosoft Teams上にある2年生全体用の欄に掲示した。

(2) 講演会の内容

表 1 2023 年度選挙制度講演会の流れ

内 容		時間
制度説明	①制度の説明：小選挙区と比例区の定数、議席配分の方法、2021 年衆院選での大分と九州ブロックの結果	15 分
	②投票までの流れ：投票の案内、投票の仕方、投票済証の収集と活用法、出口調査など選挙関連のアルバイト	
	③選挙運動の流れ：候補者の一日、選挙カーでの活動、選挙事務所の運営、応援弁士の名フレーズ	
模擬投票	①ルール説明：模擬投票の流れ、講演会参加者全員での頑張ろうコール	25 分
	②演説会：各候補者による 2 分程度の演説（演説順はくじ引きで決定）	
	③投票：Microsoft Forms を用いた投票と開票	
	④結果：投票数の開示、当選者の感想、当選者を中心に全員での万歳三唱	
解説	①制度が与える影響：デュヴェルジェの法則、小選挙区制がもたらす結果、各国の特徴	10 分
	②投票行動：人は何を基準に投票先を決定するのか、日本の有権者の分類	
	③若者と選挙：投票率の推移、若者の投票率の低さの理由とそれがもたらす影響	

講演会は次のように進められた。第一に制度の説明と選挙の実際である。まずは副教材の内容を踏まえ、小選挙区と比例区の投票や議席配分の仕組み、2021年衆院選での大分県内各選挙区と九州ブロックの結果を説明した。選挙の

実際は過去の様々な選挙での立候補者と有権者の行動を題材にした。有権者に関しては選挙案内の郵便物、投票の仕方、投票済証、選挙関連のアルバイトなどを、立候補者については選挙期間中の1日の流れ、学生も知るであろう政治家の演説でのフレーズを筆者の撮影した写真や体験も示しながら説明した。単なる制度の説明では関心が高められないと考え、実際例を多用したのである。

第二に模擬投票である。模擬投票は時間の制約上、小選挙区のみを想定し、1名が当選すると説明した。候補者の演説、Microsoft Formsを用いた投票、開票結果の掲示の順で行われた。なお、票数は表2の通りとなり、当選者と次点の票差はわずか1であった。獲得票数や割合に関わらず、最多得票者が当選するという小選挙区制の仕組みが、この票差をもとに理解できたであろう。

表 2 各候補者の公約と獲得票数

各候補者の公約のキャッチフレーズ	票数
A: 学食と売店をキャッシュレス対応にします！	37
B: 高専の始業時間を遅くします！	36
C: 高専にカラオケを設置します！	29
D: アイスの自販機を設置します！	16
E: 高専を大分駅徒歩 10 分圏内に移転します！	10
F: 高城駅からシャトルバスを運行します！	10
G: 新 500 円玉硬貨を自販機と食券機に対応させます！	7
H: 女子の入学率割合を 5 割に増加させます！	4

投票が終了し、解説編に移行した。まずは選挙制度が与える影響や法則である。模擬投票では8名が立候補したが、当選できるのは1名のみで、次点以下の7名の獲得票は死票となった。有権者には自らが投じる票を無駄にしたいくないという心理がある。次回からは考え方の近い当選見込みのある政党・候補者に投票するようになるだろう。下位の政党・候補者は不出馬となり、結果的に政党・候補者の数が減少する。また、「小選挙区制は二大政党制をもたらす、比例代表並立制は多党制をもたらす」というデュヴェルジェの法則を説明した。実際、単純小選挙区制を採用するアメリカやイギリスでは二大政党制が定着していること、日本でも有効政党数が減少した時期があることといった例を示した。このように、選挙制度は単にルールを定めるだけでなく、結果に作用することを解説したのである。

今後、有権者として何を基準にして投票するべきなのか、について政治学の授業で扱う理論をわかりやすい言葉や事例に置き換えて説明した。次点となった学生は、その所属クラスが候補者を1名に集約したので、当選可能性の高い候補者であった。一方、当選者のクラスからは3名の学生が立候補していた。最終的に候補者の多いクラスの学生が当選したが、なぜ意外な結果となったのか。学生が投票の際に重視したかもしれない要素として、公約内容、クラ

スや部活、学生寮といった人間関係、見た目や話し方、立候補者の普段の成績を挙げてみた。クラスといった仲間意識を重視した者は政党帰属意識が、公約を重視した者は争点態度が、高い成績の維持を重視した者は業績評価が作用して投票先を選択したと分析した。投票行動の理論を身近な例に例えたことが工夫点である。

最後に投票率についても言及した。インターネット選挙が解禁され、選挙権年齢が引き下げられたものの、国政選挙における投票率が低下傾向にあること、とくに10歳代や20歳代の投票率が全体の投票率を下回る現状と理由を解説した。投票は義務ではないが、小選挙区制の仕組み上、わずかな票差で当落が決する場合がある。政治や選挙に関心があっても棄権した場合には、当選してほしい候補者の落選や、相応しくないと考える候補者の当選を誘発してしまう。また、結果として若者の意向が政治に反映されないことにもなる。先に述べた投票基準の設定は自由であるから難しく考えず、来るべき選挙ではまずは可能な範囲で情報収集してみることを呼びかけた。

4. おわりに

2023年度の選挙制度講演会には次の効果が考えられる。第一に制度の理解である。小選挙区制に限定したが、1名のみ当選できる制度や効果が実際例や体験を通じて認識できたであろう。

第二に学校活動の活発化を期待したい。大分高専ではクラス替えがなく、学科の枠を超えた交流が難しい場合がある。実際、筆者が校則の変更などを問いかけても、学生から積極的な姿勢は示されない。学生の控えめな側面を感じていたが、模擬投票では複数の学生が学生会を率いたい旨を述べていた。これを機に学校全体を見渡すような活動がなされると、講演会の意義がみいだされることになる。学生には大いに微視政治を体験してもらいたい。

ただし、新藤(2016)は、学校運営などをテーマとする模擬投票や立会演説会を行うといった公民科教育について、「模擬投票などを中心とした『主権者教育』は、『投票ごっこ』といえど戯言とのそしりをうけるかもしれないけれども、このレベルにとどまっていよいのだろうか」¹³⁾と疑問を呈し、社会問題を扱うことを提唱している。今回の講演会では学校を例に模擬投票を行ったので、入門レベルの内容となったこと、現実政治を扱えていないことが課題として残った。大分県では2023年4月に県知事選挙と参議院大分選挙区補欠選挙が行われた。最多得票者が当選するという点でこれらの選挙や候補者を題材とすることは可能であり、とりわけ参議院補欠選挙では2名の候補が数百票差を争った。しかしながら、2年生の授業では地方自治や政党といった単元を扱えておらず、講演会のテーマに設定できなかった経緯がある。

今後は複数年にわたる計画的な授業と主権者教育を試みる。筆者は2年生、3年生、4年生、専攻科生の政治学関連科目を担当している。国あるいは大分県レベルの現実的な課題を授業、レポート、試験の内容に加味する。また、政治日程をみながら実際の選挙を題材に投票を行い、その効果も実証的に分析したい。とくに今回の講演会の対象であった学年については、4年生の選択科目にて改めて投票行動などの理論と実際に触れる予定である。地方自治も授業計画にあることから、県議会との連携なども模索することで、政治的争点のさらなる理解や体験的な政治参加を図りたいと考えている。

注

- 1) 政治参加の形態については、山田真裕(2016)『政治参加と民主政治』東京大学出版会、41～51頁参照。
- 2) 松林哲也(2023)『何が投票率を高めるのか』有斐閣、187頁。
- 3) 川原茂雄(2024)「主権者教育とは何か」、川原茂雄・山本政俊・池田考司(編)『主権者教育を始めよう』明石書店、19頁。
- 4) 新藤宗幸(2016)『「主権者教育」を問う』岩波書店、56頁。
- 5) 同上、37～38頁。
- 6) 宮下与兵衛(2023)「日本の生徒参加による主権者教育は今」、荒井文昭・大津尚志・古田雄一・宮下与兵衛・柳澤良明『世界に学ぶ主権者教育の最前線』学事出版、41頁。
- 7) 川上和久(2016)『18歳選挙権ガイドブック』講談社、107頁。
- 8) 川畑弥生・佐藤勇一(2019)「模擬裁判員裁判を用いた福井工業高等専門学校における主権者教育の試み」、『福井工業高等専門学校研究紀要 人文・社会科学』(第53号)を参照。
- 9) 加藤博和(2017)「高専社会科を通じた模擬選挙・主権者教育の実践」、『日本高専学会誌』(第22巻第2号)を参照。
- 10) 芥川祐征・佐伯徳哉・濱井潤也・高橋祥吾・小川清次・手代木陽・鹿毛敏夫・平野淳一(2018)「選挙権取得段階における高等専門学校学生の主権者意識の特徴と課題」、『新居浜工業高等専門学校紀要』(第55号)、10頁。
- 11) 濱井潤也・佐伯徳哉・小川清次・鹿毛敏夫・高橋祥吾・手代木陽・平野淳一・芥川祐征(2018)「18歳選挙権導入期における主権者教育の試行的実践事例」、『新居浜工業高等専門学校紀要』(第55号)を参照。
- 12) 村上弘(2016)「政治学教育における目的、内容、方法」、『年報政治学』(第67巻第1号)を参照。
- 13) 新藤、前掲書、6頁。

(2024.9.27受付)